

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

厚生労働省職業安定局雇用政策課労働移動支援室

1. 改正の趣旨

- 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）附則第 15 条の 4 の 5 に規定する産業雇用安定助成金（雇用維持支援コース奨励金）（以下「雇用維持支援コース」という。）については、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を出向により維持する労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業主に対して、当分の間、出向中に要する経費及び出向に要する初期経費の一部等を助成することとしている。
- 現在の雇用情勢は、求人が底堅く推移する中、引き続き求人の伸びがみられる産業もあるなど、緩やかに持ち直していることを踏まえ、雇用維持支援コースを廃止する。

2. 改正の概要

- 雇用維持支援コースについて、令和 5 年 10 月 31 日限りで廃止する。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 62 条第 2 項

4. 施行期日等

- 公 布 日：令和 5 年 10 月下旬（予定）
- 施行期日：令和 5 年 11 月 1 日